

第 12 期中央教育審議会の審議状況及び第 13 期の審議事項について

(中央教育審議会総会 (3/17) 資料 生涯学習分科会関係抜粋)

1 審議状況等

(2) 第 12 期における報告等

● 生涯学習分科会

「社会教育人材の養成及び活用促進の在り方について（最終まとめ）」

(生涯学習分科会 社会教育人材部会 令和 6 年 6 月)

概要：社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関して審議を行い、令和 5 年 8 月に「中間的まとめ」を示した。以後は、その内容について審議を深めるとともに、社会教育人材の活躍促進に関して具体的な事例を踏まえた調査審議を行い、

- 社会教育人材の裾野の拡大に伴う量的拡大・質的向上に向けた対応方策
 - 社会教育人材の活躍促進に向けた対応方策
- 等について整理した。

「第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開：リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～」

(生涯学習分科会 令和 6 年 6 月)

概要：令和 5 年に閣議決定された第 4 期教育振興基本計画を踏まえ、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会を目指すべき姿とし、誰一人取り残されない社会の実現に向けたデジタル社会への対応、社会的包摂への対応や、生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方、生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきものを示し、

- ① 社会人のリカレント教育
- ② 障害者の生涯学習
- ③ 外国人の日本語の学習
- ④ 社会教育人材

について重点的に議論した。

(3) 第 12 期における各分科会の審議の状況

○生涯学習分科会の審議状況

- ・ 第 12 期生涯学習分科会は、委員からの発表や放送大学、全国専修学校各種学校総連合会からのヒアリングを含め第 124 回から第 132 回まで計 9 回の審議を行い、令和 6 年 6 月に「第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」を取りまとめた。
- ・ 第 12 期においては、専門的な調査審議を行うために設置した、
 - ① 社会教育人材部会（令和 5 年 5 月から令和 6 年 5 月まで 9 回）
 - ② 社会教育の在り方に関する特別部会（令和 6 年 8 月から 6 回）
 - ③ 日本語教育部会（令和 6 年 3 月から 5 回）において、集中的に議論を行ってきたところである。

第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理について

- ・ 第 12 期議論の整理は、「全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方」を副題とし、第 11 期までの議論を基に、令和 5 年に閣議決定された第 4 期教育振興基本計画を踏まえ、生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性、今期重点的に議論した事項、今後の展望の 3 つのパートで構成している。
- ・ 生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性については、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会を目指すべき姿とし、誰一人取り残されない社会の実現に向けたデジタル社会への対応、社会的包摂への対応や、生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方、生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきものを示している。
- ・ 今期重点的に議論した事項としては、以下の 4 点を挙げ、それぞれについて国が取り組むべき方向性を示した。
 - ① 社会人のリカレント教育
 - ② 障害者の生涯学習
 - ③ 外国人の日本語の学習
 - ④ 社会教育人材
- ・ 最後に今後の展望として、社会教育を必要とする社会情勢が、社会教育法が制定された昭和 24 年から大きく様変わりしており、社会教育の新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の育成やその活

躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待すると結んだ。

社会教育人材部会

- ・社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関して審議を行い、令和５年８月に「中間的まとめ」を示した。以後は、その内容について審議を深めるとともに、社会教育人材の活躍促進に関して具体的な事例を踏まえた調査審議を行い、令和６年６月には、「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」をとりまとめた。
- ・本最終まとめでは、
 - 社会教育人材の裾野の拡大に伴う量的拡大・質的向上に向けた対応方策
 - 社会教育人材の活躍促進に向けた対応方策等について整理し、社会教育主事と社会教育士の関係や位置付け、それらを踏まえた社会教育人材の養成の在り方や活躍方策について、様々な観点から議論の継続を期待すると結んだ。

社会教育の在り方に関する特別部会

- ・第４期教育振興基本計画と第１２期生涯学習分科会における議論の整理を踏まえ、令和６年６月に文部科学大臣から諮問された「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」を受けて、以下３点の主な審議事項について審議を行っている。
 - ① 社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策について
 - ② 社会教育活動の推進方策について
 - ③ 国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方について

日本語教育部会

- ・我が国における外国人に対する日本語教育の推進に関する専門的な調査審議を行うとともに、令和５年に成立した「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」等に基づき、認定日本語教育機関の認定や登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録に関する事項の審議を行っている。

2. 第 13 期における審議事項（予定）

【生涯学習分科会】

●生涯学習・社会教育の振興方策の具体化について

第 12 期議論の整理を踏まえ、

- ・ 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策※
- ・ 日本語教育機関認定制度の着実な実施をはじめとする日本語教育の推進
- ・ リカレント教育等第 12 期議論の整理のフォローアップ

を中心に、生涯学習や社会教育の振興方策等について引き続き検討を行う。

※令和 6 年 6 月に諮問